

平成21年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成20年12月18日

I 平成21年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆5,600億円程度	(前年度比△8,500億円程度、△1.0%程度)
② 地方一般歳出	66兆2,200億円程度	(" +4,600億円程度、+0.7%程度)
(参考) 1兆円の増額に関連する地方一般歳出の増分除き	65兆4,300億円程度	(前年度比△3,300億円程度、△0.5%程度)
③ 一般財源(水準超経費除き)の総額	57兆8,000億円程度	(" +3,600億円程度、+0.6%程度)
④ 実質的な地方交付税の総額	20兆9,700億円程度	(⑳18兆2,400億円、+2兆7,300億円、+15.0%程度)
⑤ 地方交付税の総額	15兆8,200億円程度	(⑳15兆4,100億円、+4,100億円、+2.7%程度)
⑥ 財源不足額	10兆4,700億円程度	(⑳5兆2,500億円)
(参考) 折半対象財源不足額	5兆5,100億円程度	(⑳ -)

II 生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税を「1兆円」増額

既定の加算とは「別枠」で地方交付税を1兆円増額

増額分の地方交付税は、「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 地域雇用創出推進費の創設(㉑・㉒の措置) | 5,000億円程度 |
| ② 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実 | 5,000億円程度 |

- 「地域雇用創出推進費」として間伐や学校耐震化をはじめ、地域の知恵を活かした未来につながる事業の推進に必要な歳出を計上し、地域の雇用を創出
- 「地域雇用創出推進費」は、地方交付税の算定を通じて、特に雇用情勢の厳しい地域に重点的に配分
- 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実
 - ・ 「地域の元気回復」(一般行政経費) 1,500億円程度
 - ・ 医療・少子化対策の充実(一般行政経費・公営企業操出金) 1,500億円程度
 - ※ 公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策を充実
 - ・ 金融市場の混乱を踏まえた公債費の償還期限の見直し(公債費) 2,000億円程度

Ⅲ 財源不足の補てん

平成21年度における財源不足	10.5兆円程度（⑳5.2兆円程度）
うち折半対象財源不足	5.5兆円程度（⑳ — ）

○ 平成21年度においては、地方交付税を1兆円増額して「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源を確保した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用して、以下のとおり財源不足を補てん

【折半対象前財源不足】	4兆9,600億円程度
① 財源対策債の発行	1兆2,900億円程度
② 地方交付税の増額による補てん措置	1兆2,200億円程度
・⑲国税決算精算分の先送り	5,000億円程度
・一般会計における加算措置（既往法定分）	7,200億円程度
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分、地方再生対策費分等）	2兆3,900億円程度
④ 減税補てん特例交付金（仮称）	500億円
※ 自動車関係諸税の減税による影響が大きい市町村に対して⑳から㉓まで500億円を交付	

【折半対象財源不足】	5兆5,100億円程度
① 地方交付税の増額等による補てん（臨時財政対策加算＋特別交付金）	2兆7,600億円程度
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策加算相当額＋特別交付金相当額）	2兆7,600億円程度

Ⅳ 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額	20兆9,700億円程度（前年度比 +2兆7,300億円程度、+15.0%程度）
地方交付税	15兆8,200億円程度（ " +4,100億円程度、+2.7%程度）
臨時財政対策債	5兆1,500億円程度（ " +2兆3,200億円程度、+81.7%程度）

① 地方交付税の法定率分等	11兆400億円程度
※ 交付税特別会計借入金支払利子	△5,700億円程度
※ 交付税特別会計剰余金の活用等	2,800億円程度
② 一般会計における加算措置等（既定ルールによる補てん）	3兆7,800億円程度
※ 既往法定分（7,200億円程度）、臨時財政対策加算（2兆5,600億円程度）	
※ ⑲国税決算精算分（5,000億円程度）については、必要な地方交付税総額を確保する観点から全額を㉓から㉗に繰り延べ	
③ 1兆円の増額	1兆円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移（兆円）

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
実質的な地方交付税	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
うち地方交付税	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
うち臨時財政対策債	1.4	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1

V 地方財源の確保

一般財源総額 59兆800億円程度（前年度比 Δ 8,100億円程度、 Δ 1.3%程度）
一般財源（水準超経費除き）の総額 57兆8,000億円程度（ " +3,600億円程度、+0.6%程度）

- ・ 地方税・地方譲与税 37兆6,500億円程度（前年度比 Δ 3兆5,300億円程度）
うち水準超経費相当額 1兆2,800億円程度（前年度比 Δ 1兆1,700億円程度）
- ・ 地方交付税 15兆8,200億円程度（前年度比 +4,100億円程度）
- ・ 臨時財政対策債 5兆1,500億円程度（前年度比 +2兆3,200億円程度）
- ・ その他 4,600億円程度（前年度比 Δ 100億円程度）

地方債総額 6兆6,800億円程度（前年度比 Δ 900億円程度、 Δ 1.3%程度）
（参考）臨時財政対策債含み 11兆8,300億円程度（前年度比 +2兆2,300億円程度、+23.2%程度）

【通常債】 5兆3,900億円程度（前年度比 +1,600億円程度）

【財源対策債】 1兆2,900億円程度（前年度比 Δ 2,500億円程度）

（参考）【臨時財政対策債】 5兆1,500億円程度（前年度比 +2兆3,200億円程度）

VI 財政健全化の推進

基本方針2006に沿って、引き続き地方財政の健全化を推進

- 社会保障関係の国庫補助事業等の歳出の自然増がある中で、基本方針2006に沿って、引き続き地方歳出の抑制に努めつつ、地域雇用創出推進費など必要な歳出を計上

【減要因】

- ・ 給与関係経費……………職員数2.5万人純減、給与構造改革等により Δ 0.4兆円程度
※ 別途基礎年金公費負担割合の引上げにより、1,500億円程度の増
- ・ 一般行政経費（単独）…対前年度マイナスを維持
- ・ 投資的経費（単独）…… Δ 3%により、 Δ 0.2兆円程度

【増要因】

- ・ 一般行政経費（補助）…社会保障関係費を中心に+0.7兆円程度
- ・ 地域雇用創出推進費……+0.5兆円

主な地方財政指標

一般財源総額

59.1兆円程度（平^{②①}＝59.9兆円、△1.3%程度）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

65.3%程度（平^{②①}＝68.4%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

14.3%程度（平^{②①}＝11.5%）

〔臨時財政対策債を含む〕

地方の借入金残高（平^{②①}末見込み）

197兆円程度（平^{②①}末見込み＝197兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^{②①}末見込み）

33.6兆円程度（平^{②①}末見込み＝33.6兆円）

地方交付税「1兆円」増額

- 「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、地方交付税を1兆円増額加算
- 地方財政計画の歳出を見直して同時に1兆円増額し、地方一般財源を充実・確保

【地方交付税総額】	14.8兆円	→	15.8兆円	
【地方歳出総額】	81.6兆円	→	82.6兆円	
【地方一般歳出】	65.4兆円	→	66.2兆円	
地域雇用創出推進費			5,000億円	
その他（地域活性化、少子化対策、公立病院、公債費）			5,000億円	
【国の一般会計加算等】	3.8兆円	→	4.8兆円	

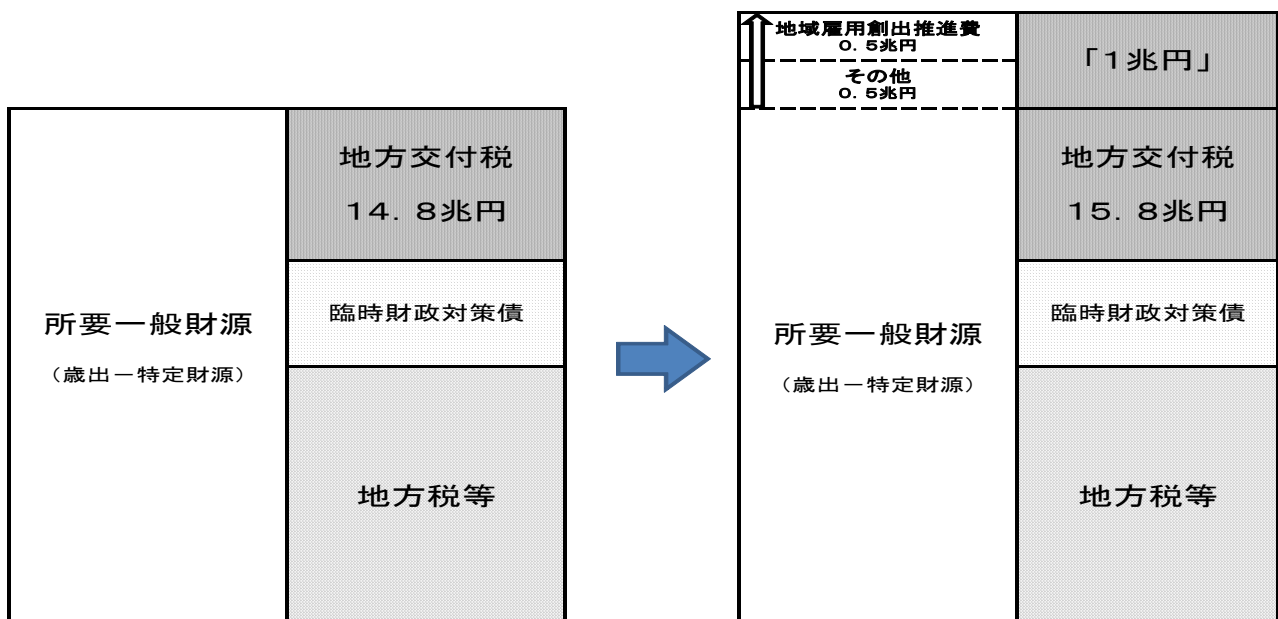
＜地方の歳出・地方交付税の推移＞

（単位：兆円）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳出合計 （水準超経費を除く）	88.5	86.8	85.7	84.0	82.8	81.7	80.8	81.0	81.3
増減	0.3	▲1.7	▲1.0	▲1.8	▲1.2	▲1.1	▲0.9	0.2	0.3
地方一般歳出	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2
増減	▲0.4	▲2.4	▲1.4	▲1.6	▲0.8	▲0.8	▲0.7	0.0	0.5
地方交付税	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
増減	▲1.1	▲0.8	▲1.5	▲1.2	0.0	▲1.0	▲0.7	0.2	0.4
実質的な地方交付税	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
増減	0.4	1.0	1.2	▲2.9	▲1.0	▲1.3	▲1.0	0.4	2.7

※地方財政計画ベース

地方交付税「1兆円」増額のイメージ



地方公共団体金融機構（仮称）の創設について

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」について、地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図る。

1. 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。

これに伴い、現機構の名称を地方公共団体金融機構（仮称）に改める。

- ① 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ② 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処する。
- ③ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとする。

2. 平成21年度の貸付け

(1) 一般会計

地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成20年度までの貸付対象である臨時3事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5千億円程度を貸付け

(2) 公営企業会計

平成21年度の事業量を勘案し、8千億円程度を貸付け

(3) 臨時財政対策債への対応

臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5千億円程度を貸付け